
第5章 プランの内容

基本目標Ⅰ 誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり

誰もが社会のあらゆる分野で活躍するためには、仕事と生活の調和を図ることが大切です。家庭生活の場では、ともすれば女性の役割と決めつけられがちな家事や育児、介護等でも、男女が共に責任を担い、協力し合うことが必要であると同時に、そのための社会的な支援も重要になってきます。

このため、市民の多様なライフスタイルに応じた育児環境や介護者への支援の充実を進め、働きながら子育て・介護等ができる就業環境の整備や啓発活動を推進します。

また、充実した心豊かな生活を送るためには家庭生活だけでなく、これを取り巻く地域や社会との関わりが重要です。男女が共に仕事と家庭生活、地域生活等を両立することができるよう、地域活動への参加促進に向けた支援等の取組を推進します。

重点項目1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

重点項目2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

重点項目3 誰もが能力を発揮できる就業環境の整備

重点項目4 誰もが参加できる地域社会づくりの整備

重点項目1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策（1） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発

《現状と課題》

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

このため、社会的気運の醸成、多様な働き方を可能にする職場環境の整備、子育てや介護等に関する支援策の充実等が求められます。

《方向性》

企業や市民に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての意識啓発を行うとともに、国、県と連携して、育児・介護休業、**年次有給休暇**等の取得促進や、長時間労働の是正等の働き方改革に向けた普及啓発を行います。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 市民に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	講座・講演会等の開催や啓発資料の配布等を行い、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めます。	市民活動推進課
2 企業に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	企業に対して、育児・介護休業 及び年次有給休暇 の取得促進や長時間労働の是正など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりに向け働きかけます。	商工労働課
3 職員に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	職員の時間外勤務の削減や 育児・介護休業及び年次有給休暇 などの取得促進を図り、働き方の見直しに取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に取り組めます。	人事課

施策（２） 子どもを育てやすい環境づくりと介護支援の充実

《現状と課題》

少子高齢化の進行や核家族化の増加、就労形態の変化等社会情勢の変化に加え、人々の価値観が多様化する中で、地域のつながりの希薄化により孤立する家庭が増えています。そのため、子育てや介護に対して不安感や負担感を感じる人が多くなっています。

家庭においては、男女が共に責任を担うことが必要ですが、これを補完あるいは支援していく社会的な取組が求められています。

このため、誰もが安心して子育てや介護ができるよう、家庭でのお互いの理解や職場の支援を促進し、子育てや介護を社会全体で支援する環境づくりが必要です。

《方向性》

市民の様々なライフスタイルに対応できるよう、保育所等の施設整備やニーズに対応した特別保育や病児保育を実施するとともに、子育ての不安や負担を解消し、親同士の交流や子育ての相談・情報提供ができる子育て総合支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育てに関する相談支援体制の更なる充実を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう介護支援体制を充実し、社会全体で支援する環境づくりを推進します。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 子育てを社会全体で支援するための意識啓発の推進	地域、学校、団体、事業所など、地域社会全体で子育て支援に取り組むための基本的指針となる「子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進を図ります。	子育て支援課
2 地域における子育て支援の体制整備	地域における子育て支援を推進するため、地域活動組織の育成支援や地域子育て支援センターの実施、ファミリーサポートセンターの会員の増加に取り組めます。	子育て支援課
3 子育てに関する相談支援体制の充実	子育て総合支援センター「スマイルキッズ」において、子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、総合的な子育て支援・相談をワンストップで受けることができる体制を維持します。	子育て支援課 健康増進課

4 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実	延長保育や一時保育、病児保育、障がい児保育などの充実を図り、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの提供に努めます。	子育て支援課
5 放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブにおいて、児童の保護者が安心して働くことができる環境づくりに努めます。また、希望するすべての家庭が利用できる体制の整備に努めます。	子育て支援課
6 家族介護者への支援の充実	介護者の高齢化など、介護者が抱える身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護者に対する支援体制の充実を図ります。	高齢福祉課

施策（3） 男性の働き方改革と家事・育児・介護の支援

《現状と課題》

人々の意識の中で長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識（アンコンシャス・バイアス）は、時代とともに変わりつつありますが、いまだに根深く残っています。

本市が令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下「アンケート」という）（問5）では、男性の多くは女性と比較して、家事・子育て・介護等への参加が少なく、育児休業の取得率も極めて低くなっています。

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要であり、このことについて、男性が理解を深める必要があります。

《方向性》

男性の固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性にとっての男女共同参画の意義に関する広報啓発活動を推進します。

また、男性が家事、子育てや介護、地域活動へ参画することを促進するため、意識啓発や職場環境の整備を進めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 男性の働き方に対する意識改革の促進	国や県、関係機関等が開催するセミナー情報や啓発資料の配布等により、男性の働き方についての意識改革を促進します。	市民活動推進課
2 男性職員の育児・介護休暇制度の普及・啓発	男性職員（市役所）への育児・介護休業取得の啓発をするとともに、休業等が取得しやすい職場環境の整備を図ります。	人事課
3 男性の家事・育児等に関する学習機会の充実	男性が積極的に家事や育児等に関わることができるよう、地域交流センターにおいて男性料理教室等の講座を開催します。	社会教育課

重点項目2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

施策（1） 市政における女性の参画の推進

《現状と課題》

近年、政治・経済、行政、地域活動等、様々な分野で活躍する女性が増えています。その一方で、政策・方針の決定過程への女性参画は**いまだ低調であるのが現状**です。

平成27年4月1日施行の「審議会等の設置及び運営等に関する指針」において、委員の構成比率が男性又は女性のいずれかに偏ることのないよう、男性及び女性の割合がいずれも構成員数の30%を下回らないよう努めることと規定**しており**、市の各種審議会への女性委員の登用率は、令和4年(2022年)4月現在、33.0%となっています。

男性・女性に偏ることなく様々な立場の方が市政参画することは、行政に対する市民意識や価値観が多様化している現在において、様々なニーズや配慮が反映され、より暮らしやすい社会の実現に繋がります。今後も、各種審議会等への女性登用や公募制の拡大等の取組を積極的に行う必要があります。

《方向性》

市の審議会等委員における委員の登用においては、**性別に偏ることなく、様々な立場の方が市政に参画しやすいよう、SNS等を活用しながら幅広い情報提供に努めます。**

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 各種審議会等における女性登用の推進	各種審議会等委員の積極的な 女性 の登用を図ります。	人事課
2 市政への参加の促進	市民意見公募（パブリックコメント）制度活用による多様な主体の市政への参画機会を促進します。	企画課

施策（２） 市・企業等の意思決定過程への女性の参画の推進

《現状と課題》

「男女雇用機会均等法」の改正等によって、制度上の男女平等は着実に進んでおり、管理職に占める女性職員の割合も徐々に増加してきています。

市においては、令和４年（２０２２年）４月現在の一般行政職に占める女性職員の割合は、４６．０％で、係長以上の役職者に占める女性職員の割合は、３４．９％となっています。

今後も更に、女性職員の意見をあらゆる行政分野に反映できるよう、平等取扱いの原則と能力主義を踏まえつつ、女性職員の登用、職域拡大に取り組むことが必要です。

《方向性》

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を取り入れ、特に本市においては、女性の登用を積極的に進めるとともに、企業等の民間部門に対しても、女性の登用促進に向けた協力要請等の取組を進めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 女性職員の活躍推進	多様な研修による女性職員の能力開発を推進するとともに、女性職員の職域拡大を図り、職務を幅広く経験できる人事配置を展開します。	人事課
2 事業所等における女性の参画の推進	企業、民間団体等への女性の登用が促進されるよう、啓発活動に取り組みます。	商工労働課 市民活動推進課

重点項目3 誰もが能力を發揮できる就業環境の整備

施策（1） 均等な雇用機会と待遇の確保

《現状と課題》

女性の職場進出・職域拡大が進む中で、「男女雇用機会均等法」等法制上また各種支援制度の整備等により、雇用環境の改善が進んでいますが、従来からの固定的性別役割分担意識等によって、必ずしも女性はその能力を十分發揮できる環境が実現しているとはいえません。

このため、男女が性別によって差別されることなく、個人の能力に応じた待遇が受けられるよう、男女雇用機会均等法の趣旨や内容の一層の周知が必要です。

また、女性の職業能力を高めるため、適切な職業選択を促すための意識啓発も大切です。

《方向性》

男女の格差是正のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を促進し、実質的な男女の均等な機会確保を目指します。また、女性の労働条件や就業環境の改善に向けて、関係機関と連携し関係法令等の周知に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 男女の均等な雇用機会確保の啓発	国や県、関係機関等と連携し、男女の均等な雇用機会や待遇の確保が図られるよう「男女雇用機会均等法」の関係法や制度などの周知に努めます。	商工労働課
2 事業所における意識改革の推進	男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者等を支援する「やまぐち男女共同参画推進事業者」等の制度周知を図り、市内の認証事業所が増えるように努めます。	市民活動推進課
3 労働相談に関する情報の提供	さまざまな労働問題に関する相談窓口を周知するとともに、その活用の推進を図ります。	商工労働課

施策（２） 多様な働き方を受容する環境の整備

《現状と課題》

経済・社会環境が変化する中で、企業の意識や雇用形態も大きく変化してきています。

こうした中で、誰もが個性豊かで自らのライフスタイルに合った働き方を選択することができ、生涯を通して充実した職業生活を送ることができる環境づくりが求められています。

このため、育児・介護等による離職者の再就職を支援するため、職業能力の開発・向上、雇用情報の提供とともに、パートタイム労働者・派遣労働者の処遇・労働条件の改善及び在宅就労者への支援に向けて、関係機関との連携を図ることが必要です。

《方向性》

育児・介護等による離職者に対する雇用情報の提供及び相談の充実を図るとともに、自己啓発への支援を行います。また、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件等を改善するため、関係機関と連携して関係法令等の周知に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 就業・再就職対策の充実促進	地域職業相談室の利用促進を図るとともに、資格や技能取得に関する情報提供を行います。また、雇用調整等により離職を余儀なくされた方々の様々な相談に対応するため、「再就職支援窓口」を開設し、再就職支援・生活支援等を行います。	商工労働課
2 雇用分野における関係法令等の周知	国や県、関係機関等と連携し、労働環境の整備等の改善が図られるよう雇用分野における関係法令や制度の周知に努めます。	商工労働課

施策（3） ひとり親家庭等に対する支援

《現状と課題》

ひとり親家庭では、仕事や子育て、家事等を一人で担わなければならない、経済的、身体的、精神的な負担が大きい、相談機能の向上や自立に向けた支援を行う必要があります。また、女性は出産・育児等による就業の中断が多いことから、男女共同参画を推進し、均等な機会と公正な待遇の確保、女性が働きやすい就業環境の整備等に取り組む必要があります。

《方向性》

関係機関等と連携し、離職者、求職者等の雇用の安定確保を図るとともに、ひとり親家庭等の支援に取り組めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 相談業務の充実	母子父子自立支援員等による相談窓口の周知を図るとともに、相談者に応じた支援に関する様々な情報を提供します。	子育て支援課
2 就業・再就職支援の推進	地域職業相談室や再就職支援窓口における職業相談・紹介、再就職支援や、就労に必要な資格や技能習得に関する情報提供を行います。	商工労働課
3 ひとり親家庭に対する経済的支援	児童扶養手当や医療費助成、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金など、ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。	子育て支援課

施策（４） 農林水産業における男女共同参画の推進

《現状と課題》

農林水産業の自営業においては、女性が仕事・生活の両面で重要な役割を果たしていますが、必ずしもその貢献度が十分に評価されているとはいえません。

また、農林水産業の経営や事業管理の方針は男性中心に行われる等、女性の参画は進んでいないのが実情です。

このため、女性が仕事上で貢献していることを適正に評価するとともに、経営等に女性が対等なパートナーとして参画する機会を持つことが重要です。

《方向性》

女性の役割と貢献に対して適正な評価がなされ、経済的な自立が図られるよう、家族経営協定の普及や仕事に必要な経営知識等を習得できる機会の充実に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 農林水産業従事者における家族経営協定の普及	家族で農林水産業経営に従事する世帯員が、経営方針や役割分担、家族が働きやすい就業環境などについて家族間で取り組める「家族経営協定」の普及に努めます。	農林水産課
2 農林水産業の経営や起業に関する情報提供	女性に向けた農林水産業に関する経営や起業等に関する情報提供を行い、新たな担い手の育成・確保に努めます。	農林水産課

重点項目4 誰もが参加できる地域社会づくりの整備

施策（1） 地域づくりにおける男女共同参画の推進

《現状と課題》

暮らしやすい活力ある地域社会をつくる上で、**誰もが地域活動に参画すること**は重要であり、そのためには男性の仕事優先の意識・ライフスタイルを見直すとともに、地域に残る固定的性別役割分担意識や慣習にとらわれない協力体制が必要です。

《方向性》

誰もが地域活動に参画できるよう、意識啓発や情報提供を推進します。また、市民活動支援センターの機能の充実を図ることで、ボランティア活動やNPO活動等の活動支援に努め、**誰もが共に担う地域づくりを進めます**。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 地域活動団体等への情報提供・学習機会の充実	女性団体連絡協議会の構成団体やふるさとづくり協議会、社会教育団体等に対して、多様な主体が地域活動に参加するきっかけとなるよう情報や学習機会を提供します。	市民活動推進課
2 地域づくりの担い手の育成・活用の促進	地域交流センターの講座・教室やクラブ等の活動を支援することにより、 地域づくりの担い手 を育成し、生涯学習活動の促進を図ります。	社会教育課
3 ボランティア活動やNPO活動等への支援	誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、市民活動団体やNPOの活動の情報提供を行います。また、市民活動センターを活用した市民活動団体への支援の充実を図ります。	市民活動推進課
4 地域活動団体の意思決定の場への多様な主体の参画促進	地域活動団体において性別等による固定的な役割分担意識を解消し、誰もが意思決定の場へ参加できるように啓発を行います。	市民活動推進課

施策（２） 防災活動における男女共同参画の推進

《現状と課題》

被災時に、物資の提供やプライバシーの保護等、女性のニーズに対する配慮が不足していたり、炊事・洗濯等、悪条件の中での家事負担が女性に集中していたりする事例が見受けられます。

これからの災害時の対応については、男女共同参画の視点を踏まえ、きめ細かい取組を進めるとともに、女性の参画を促進することが必要です。

《方向性》

防災における男女共同参画を推進するため、固定的性別役割分担意識を見直すとともに、方針決定過程への女性の参画の促進及び女性リーダーの育成等、男女共同参画の視点を積極的に取り入れます。

また、被災時には、女性のニーズに配慮した取組を推進することにより、女性の声に耳を傾けながら災害対策の改善を図ります。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 防災会議における女性参画の推進	防災会議における女性委員の積極的な登用を進め、女性の意見を導入できる環境整備を図ります。	総務課
2 防災活動における女性参画の推進	防災の現場への女性の積極的な登用を促進するため、消防団員の加入や防災士の資格取得などにおいて、女性の参画を推進します。	総務課
3 避難所運営における女性ニーズの把握	避難所運営における女性や子育て世帯のニーズ把握と連絡調整に努めます。	市民活動推進課

施策（3） 国際交流と多文化共生の推進

《現状と課題》

我が国の男女共同参画は、国連をはじめとする「女子差別撤廃条約」や「世界女性会議」等国際的なジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進と連動して進められてきました。このため、国際社会の動向を注視するとともに、国際交流を通じた国際規範・基準の浸透を図る取組をさらに推進する必要があります。

また、国際化の進展に伴い、外国人住民に対する情報提供や相互理解がますます必要になります。市民一人ひとりが国際社会の一員としての自覚をもち、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に向け男女共同参画の視点に立った国際交流・協力活動に取り組んでいくことが重要です。

《方向性》

友好姉妹都市との交流や国際交流団体との連携を図りながら、相互理解を促進し、国際交流の場における男女参画の推進に努めます。また、多文化共生に関する事業を通して誰もがお互い尊重できる意識の醸成を図ります。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 国際理解のための学習機会の充実	外国人のための日本語教室の開催や日本語学習支援者向け講座の実施により、外国人住民への学習機会の充実を図り、またその環境整備に努めます。	市民活動推進課
2 外国人への情報提供	関係機関からの各種情報について、多言語による情報発信を行うとともに、様々な媒体を活用した情報発信に努めます。	市民活動推進課
3 友好都市交流の推進	本市の友好都市であるオーストラリア・モートンベイ市への中学生海外派遣事業をはじめとした交流事業を実施することにより、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、市民が世界の文化に触れる機会を増やします。	市民活動推進課
4 国際交流団体等への支援	市国際交流協会へ財政的・人的支援を行うことにより、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図ります。	市民活動推進課
5 多文化共生の推進	多文化共生社会の実現を図るため、外国人住民が地域社会の一員として共に生活していくための環境整備を図ります。	市民活動推進課

基本目標Ⅱ 誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別や年齢等に関わりなく、お互いを一人の人間として尊重するとともに、誰もが対等な存在としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができるよう互いに認め合うことが必要です。

人々の中に今も根強く残っている固定的性別役割分担意識や、人権問題を解消していくために、幼少期からの家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる場面で、人権尊重と男女共同参画についての認識を深める教育や取組を進め、誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくりを推進します。

重点項目 5 ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成

重点項目 6 多様性を尊重する人権教育・学習の推進

重点項目5 ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成

施策（1） ジェンダー平等の推進

《現状と課題》

ジェンダー平等の実現の障害となっているものの一つに、人々の意識の中で長い時間をかけて形作られてきた、固定的性別役割分担意識があります。

本市が令和3年度に実施したアンケート（問1）では、「各分野における男女の地位の平等感」について、学校教育の場では約6割以上が男女平等と答える等平等感の醸成が比較的進んでいますが、社会通念・慣習、政治経済活動等では不平等感が強く、男性が優遇されているという意識が高くなっています。

「山陽小野田市男女共同参画推進条例」では、その基本理念の中で、「男女が性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること」（第3条第1号）と規定しています。

ジェンダー平等の推進にあたっては、この理念に対する理解を深めることを基本にして取組を進める必要があります。

《方向性》

誰もが互いの違いを受け入れ、個性や能力を尊重しあい、一人ひとりを大切にすることで、ジェンダー平等意識を形成し、固定的な性別役割分担や性別の違いに関する偏見・固定観念、無意識の思い込みの解消に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 性の多様性に関する理解促進	多様な性への理解を深めるための啓発や学習機会の提供を行い、ジェンダー平等の推進を図ります。	市民活動推進課
2 パートナーシップ制度(*)の導入検討	性の多様性への理解を社会全体で広げていけるよう、「パートナーシップ制度」についての調査・研究を進めます。	市民活動推進課

重点項目 6 多様性を尊重する人権教育・学習の推進

施策（1） 多様性を尊重する学校教育の充実

《現状と課題》

学校では、多様性を尊重する視点に立った教育を行っています。したがって、児童生徒の学習場面においては、性別で学習内容を変えることはありません。また、生徒会役員や学級代表等、性別で役割を決めることなく、平等に選出を行っています。近年では、校則や制服の見直しに取り組んでいます。

学校教育は、子どもたちのものの見方や考え方等を形作っていく重要な役割を担っていることから、多様性を尊重する視点に立った教育をさらに進めていくことが必要です。

《方向性》

学習指導や進路指導をはじめ、様々な学校生活の場面において、ジェンダー平等の意識に立ち、人権教育や性教育をはじめ、教育活動全体を通じて行われる道徳教育の充実により、多様性を尊重する学校教育の充実に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 多様性を尊重する教育機会の充実	子どもたちが固定的な性別役割分担等にとらわれず、多様な生き方の選択ができるよう、多様性を尊重する視点に立った指導の充実に努めます。	学校教育課
2 地域とともにある学校づくりの推進	学校運営協議会、地域教育協議会による学校・地域協働活動や学校支援の推進等により、地域とともにある学校づくりを推進します。	学校教育課
3 保護者に対するジェンダー平等の意識醸成	人権教育や性教育に係る授業参観や研修会の開催、学校だより等により、保護者に対するジェンダー平等の意識の醸成に努めます。	学校教育課
4 教職員への意識啓発・研修の充実	ジェンダー平等の意識に立ったアンコンシャス・バイアスの排除に努めるとともに、男女共同参画の意識を高めていくため、各種研修会への参加を促します。	学校教育課

施策（２） 多様性を尊重する社会教育の充実

《現状と課題》

男女共同参画の実現のためには、次代を担う子どもたちの教育と合わせて、すでに社会で活躍している多くの人々の認識を、様々な学習の場等を通して、より深めていくことが重要です。

このため、地域、職場等において、**ジェンダー**平等に向けた意識定着を図るとともに、**誰も**が社会の対等な構成員として参画できるよう、男女共同参画に関する学習情報や学習機会の提供を図る必要があります。

《方向性》

市民が参加しやすい行事の開催や、各種講座等での啓発をさらに進めることで、生涯学習の一環としての男女共同参画学習環境の整備・充実を図ります。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 人権を考える集いの開催	多様性や人権の尊重意識の啓発を図るため、人権講座やヒューマンフェスタさんようおのだを開催し、人権啓発を推進します。	市民活動推進課
2 地域交流センターの講座や地域行事の開催	男女共同参画に関する理解を深めるため、地域交流センターの講座や地域での行事を通じた学習機会の充実を図ります。	社会教育課
3 学校施設の地域開放	男女を問わず、日常のスポーツ活動を通じた交流の場を広く提供するため、学校の体育館、運動場を市民に開放します。	教育総務課
4 体育施設の充実	市民を対象に日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため、誰もが運動することができる場を提供します。	文化スポーツ推進課
5 情報提供の充実	人権教育・男女共同参画に関する理解を深めるため、市広報やホームページ等による学習機会の情報提供を行います。	社会教育課 市民活動推進課

施策（3） 多様性を尊重する共生社会のリーダーの養成

《現状と課題》

近年、多くの女性が社会に進出し、様々な分野において活躍しており、これからは今以上に幅広い活動が期待されています。このため、女性が新しい社会づくりの「主体者」として、責任をもって、個性や能力を発揮できるよう、社会参画の促進を図ることが必要です。

《方向性》

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画するため、女性のエンパワーメントを支援する学習機会の充実を図ります。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 女性のエンパワーメントを支援するための学習機会や情報の提供	女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の開催や学習機会の充実と情報提供を行います。	市民活動推進課 社会教育課
2 女性団体等への支援	女性団体等への活動支援や自主的活動及び団体間の交流会等を支援し、多様な主体からリーダーとなる人材育成と発掘に取り組めます。	市民活動推進課
3 組織充実ための支援	女性リーダーセミナーの開催、組織充実のための情報提供や講座等を行います。	社会教育課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる地域・社会づくり

配偶者や交際相手（以下、「パートナー等」という。）からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下、「DV」という。）や、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、社会全体に深刻な影響を与えるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。あらゆる形態の暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、男女が互いの身体的性差を理解し合い、心身の健康に関する正しい知識を持って健康で暮らせるよう支援します。

また、妊娠・出産・子育てへの社会的支援や、性、薬物、飲酒等に関する学校教育の実施をし、全ての人々が安心して暮らせるよう、社会づくりの支援や体制を整備します。

重点項目 7 パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶

重点項目 8 生涯を通じたみんなの健康の支援

重点項目 7 パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶

施策（1） パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

《現状と課題》

DV、性犯罪、ストーカーからの暴力行為等は、それ自体が身体・精神を問わず重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、男女共同参画の推進を阻害する大きな要因の一つです。

様々な場で人権意識の浸透を図るとともに、法制度の周知等の啓発活動を通して、決して「暴力を許さない」という社会的認識を高めることが重要です。

《方向性》

パートナー間の暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を浸透させ、あらゆる暴力を許さない社会風土を醸成するために、啓発活動を推進します。

《具体的取組》

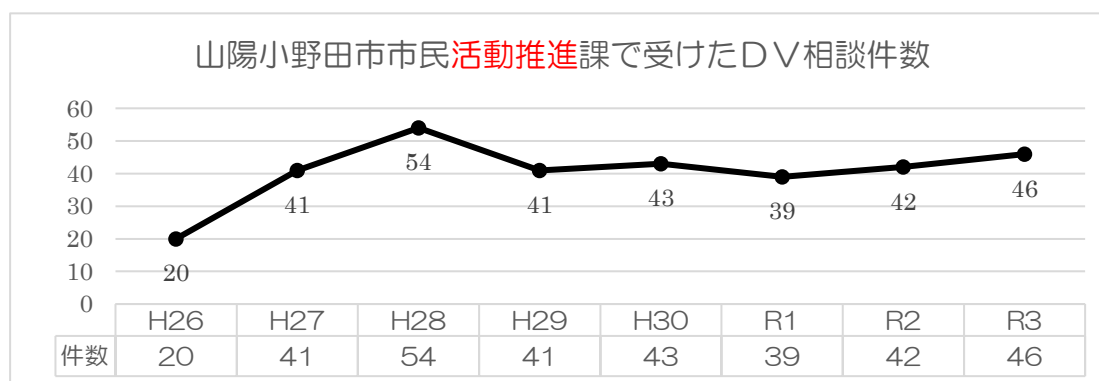
具体的取組名称	内容	担当課
1 DVに関する広報・啓発	パートナー間におけるDV等の暴力について正しく理解し、社会全体で暴力を許さない意識を醸成するため、市広報やホームページ、パンフレット等を活用し、啓発活動に取り組みます。	市民活動推進課
2 性犯罪・売買春・ストーカー行為等の防止啓発	ポスターやパンフレット等の配布等により、性犯罪・売買春・ストーカー行為の防止啓発に努めます。	市民活動推進課
3 デートDVに関する啓発	若年層に対して、デートDVに関する正しい理解を促進するための啓発に努めます。	市民活動推進課
4 犯罪防止の環境整備	犯罪を未然に防ぐため、防犯外灯や防犯カメラを設置する自治会等に対して補助金を交付します。	生活安全課

施策（２） 相談体制の充実及び被害者の保護

《現状と課題》

令和3年度に本市が実施したアンケート（問13）で、過去5年間に配偶者等からの暴力の有無について調査したところ、「何度もあった」、「1、2度あった」の回答が最も多かったのは、「心理的攻撃（精神的な暴力）」で、全体の20.2%、「身体的暴行（身体的な暴力）」で、全体の4%となり、パートナー間の暴力を根絶する取組が必要です。

被害者が必要としている支援を受けられるよう、相談員が適切な情報提供等を行うとともに、関係機関、庁内関係部署との効果的な連携により円滑な保護、支援が行えるような体制を整備していくことが求められています。



《方向性》

相談窓口や相談機関を周知するために、啓発資料の作成・配布、広報紙への掲載等、各種媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

被害者が安心して相談できる体制づくりと、被害者の保護や自立支援等に迅速、適切に対応できることを目指します。また、多様化する暴力へ対応するため、庁内関係部署と連携を図るとともに、山口県男女共同参画相談センター、警察、社会福祉協議会、医療機関、民間支援団体等と情報を共有し、連携強化を図ります。

相談に当たっては、被害者の負担軽減のため、庁内関係部署との連携を図り、各種制度の申請等必要な手続きを一括して行えるワンストップ・サービスに努めます。

また、婦人相談員については積極的な研修を通じ、専門的知識の習得に努めるとともに、相談内容の秘密保持と個人情報の管理を徹底します。

《具体的取組》

具体的取組名称	内容	担当課
1 相談窓口、相談機関の周知	市広報やホームページ、パンフレットの配布等により、相談窓口・相談機関の周知に取り組みます。	市民活動推進課
2 相談体制の充実	DV 相談員を配置し、複雑化・多様化する被害者からの相談に対して、適切に対応するとともに、相談しやすい体制づくりに努めます。また、庁内関係課や関係機関と連携を強化し、きめ細やかな対応ができるよう努めます。	市民活動推進課
3 各種相談員の DV 等に関する相談技術の向上	DV や男女共同参画等に関する研修に積極的に参加し、複雑化・多様化する相談内容に適切に対応できるようスキルの向上を図ります。	市民活動推進課
4 DV 被害者の安全確保	県や警察等の関係機関と連携を強化し、被害者の状況に応じて迅速な安全確保に努めます。	市民活動推進課

施策（3） 被害者の自立に向けた支援

《現状と課題》

被害者が自立した生活を送るために必要な各種制度や支援内容について、関係機関、庁内関係部署等の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供していくことが求められます。

被害者が自立した生活を送るためには、住宅の確保、就業支援、経済的支援、福祉サービスの提供等、被害者の状況に応じた支援が求められます。

DVは、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすことから、保育園、学校、児童相談所等の関係機関との連携が不可欠です。

また、被害者は、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的にも不安定な状態にあるため、心身の回復、精神的自立に向けた支援も必要となります。

《方向性》

被害者の自立のために各種制度や支援内容について、被害者の状況に応じて必要な情報を一元的に提供できるよう整備します。

被害者の自立支援のため、県、関係機関、庁内関係部署等と連携し、就業支援、就学支援、生活支援等、被害者の状況に応じた各種支援の充実を図ります。

《具体的取組》

具体的取組名称	内容	担当課
1 被害者の自立に向けた情報提供	県や庁内関係課と連携し、被害者の自立に向けた相談や情報提供に努めます。	市民活動推進課
2 被害者の自立に向けた支援体制の充実	被害者の状況に応じて、県や庁内関係課、関係機関と連携し、就業や生活支援等の自立支援の充実を図ります。	関係課

施策（４） セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

《現状と課題》

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする、様々なハラスメントは、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

本市では、令和4年3月にハラスメント防止等に関する要綱・指針を策定し、各種ハラスメントを定義することでハラスメントを顕在化し、防止に努めるとともに、内部相談窓口と外部相談窓口を設置することで、ハラスメントに関する相談がしやすい体制づくりに努めています。

しかしながら、令和3年度に本市が実施したアンケート（問14）では、過去1年以内に身近なところでセクシュアル・ハラスメントを経験したり、見聞きしたりしたことがある割合は、27.4%となっています。

また、同年度に本市が実施した事業所に対するアンケート（問3）では、セクシュアル・ハラスメントの防止に取り組んでいる事業所の割合は、64.6%となっており、その中でも就業規則に禁止を明文化している事業所は、72.9%となっています。

今後も、ハラスメントが重大な人権侵害であることを再認識し、法制度の周知等の啓発活動を通して、様々なハラスメントを許さないという社会的認識を高めることが重要です。

《方向性》

セクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であるという認識を浸透させ、様々なハラスメントを許さない社会風土を醸成するために、啓発活動を推進します。

《具体的取組》

具体的取組名称	内容	担当課
1 セクシュアル・ハラスメント等の防止の啓発	市広報やホームページ等を通じてセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発に努めます。	市民活動推進課
2 事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント等に関する情報提供・啓発	事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する事業主の講ずる措置に関する情報提供や啓発を行います。	商工労働課
3 職員に対するセクシュアル・ハラスメント等に対する意識の醸成	「ハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、職員のハラスメント防止に向けた意識の醸成を図ります。	人事課

施策（１） 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進

《現状と課題》

高齢者の介護は、家庭だけでなく地域でも考えていかねばならない喫緊の課題です。

こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支えるシステムづくりが求められています。

また、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人が地域社会で自立し、生きがいを持って生活することができるよう、福祉サービスや健康づくりのための環境整備が必要です。

男女がそれぞれ異なる身体的性差を十分に理解し合った上で、一人ひとりの人権を尊重し認め合いながら、相手に対する思いやりをもって生きていくことこそが、男女共同参画社会の実現のための前提といえます。

女性は、その身体に妊娠や出産のためのしくみが備わっているため、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、高齢期等、生涯を通して健康に関する自己管理ができるよう、健康支援の取組も必要になってきます。

《方向性》

介護の負担が女性だけにかからないよう、社会全体で支える介護保険制度の着実な実施や活用を図るとともに、高齢者や障がい者を含む全ての人が地域社会で自立し、生きがいをもって生活できるよう支援します。

また、誰もが生涯を通して健康に過ごせるよう、健康づくりの支援に努めるとともに、健康管理意識の啓発に努めます。さらに、高齢者がその豊富な知識や経験を生かし、さまざまな分野でいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを推進します。

女性が生涯を通して、自らの健康について自由に選択し、意思決定できるよう、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識啓発や学習機会の充実に努めます。

《具体的取組》

具体的取組名称	内容	担当課
1 介護予防、認知症予防の推進	高齢者が自分らしく健やかに安心して生活を送ることができるよう、介護予防を推進し、介護予防サービスの充実を図ります。	高齢福祉課
2 健康づくりの推進	健康診査・健康教育・健康相談の充実を図り、健康づくりの推進を図ります。	健康増進課
3 相談体制・情報提供体制の充実	定例健康相談や高齢者相談事業等の実施、SOS健康・情報センターからの情報発信など様々な相談体制や情報提供体制の充実を図ります。	健康増進課 高齢福祉課

施策（２） 妊娠・出産等に関する健康支援

《現状と課題》

結婚や出産年齢が上昇傾向にあることから、不妊治療や妊産婦の健康診査の充実等、安心して妊娠・出産できる環境を整備することが必要です。また、母子の健康が確保されるよう身体の健康管理はもとより、妊娠・出産・育児に対する不安軽減のための支援も行っていく必要があります。

《方向性》

妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援をするために保健体制の充実を図るとともに、正しい知識や情報を得るための機会の提供、気軽に相談できる支援体制を整備します。

《具体的取組》

具体的取組名称	内容	担当課
1 母性保護の重要性と正しい認識のための啓発	マタニティマークの周知や妊娠届出時の面接相談の実施、マタニティひろばの開催などにより、母性保護の重要性と正しい認識のための啓発に努めます。	健康増進課
2 妊娠・出産期から乳幼児期の母子保健の充実	妊娠届出時から安心して出産・育児ができるよう、健康診査や家庭訪問の実施、子育て世代 包括 支援センター・ココシエの設置など母子保健の充実を図り、切れ目のない支援を行います。	健康増進課
3 妊娠・出産・子育てへの社会的支援	各種健康診査の受 診 補助や予防接種、不妊治療費助成制度など、安心して出産、育児ができるよう社会的支援の充実を図ります。	健康増進課

施策（3） 適切な性教育の推進

《現状と課題》

インターネットや携帯電話等の普及により、児童生徒が有害情報に触れる可能性が高くなっています。有害情報や性的な被害から児童生徒を守るために、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせる必要があります。

《方向性》

地域社会において、適切な性教育を推進する中で、学校においては、学習指導要領に基づいて、児童生徒の発達の段階や受容能力に応じた適切な性教育を、保護者や地域の理解、専門機関の協力を得ながら、実施していくとともに、教職員に対する性教育の内容や進め方等についての研修の充実に努めます。

《具体的取組》

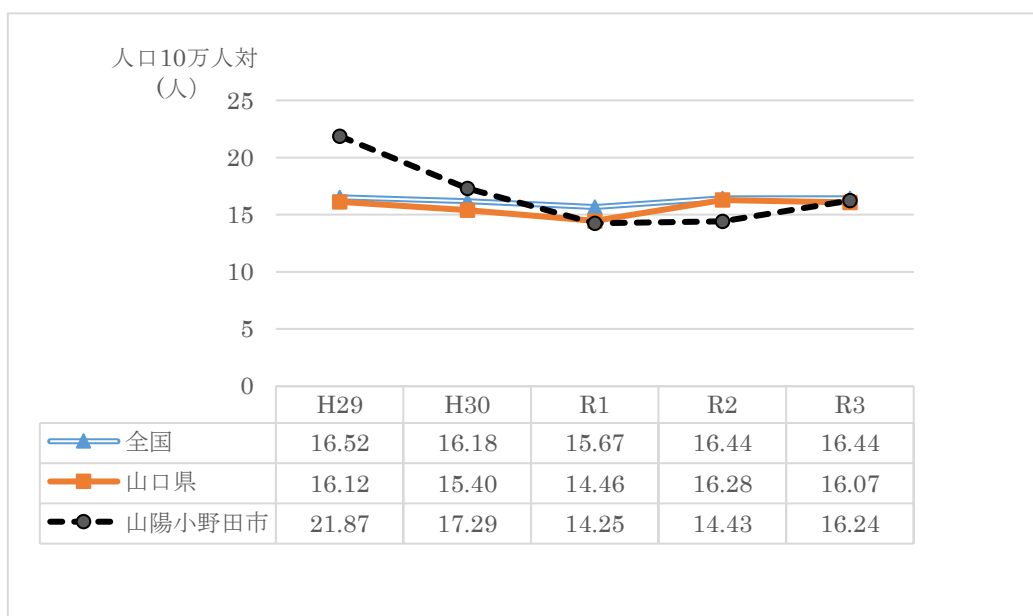
具体的取組名称	内容	担当課
1 性に関する学習指導の充実	学習指導要領及び学校保健・安全計画に基づいた体育科・保健体育科において適切な性教育を行います。また、学校・家庭における性に関する学習機会の充実に努めます。	学校教育課

施策（４） 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

《現状と課題》

本市の自殺による死亡率は、全国・県と比較すると近年は同程度の状況であります。コロナ禍である今だからこそ、より一層市民一人ひとりがこころの健康への関心を高めるとともに、相談窓口の普及啓発をしていくことが必要です。飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用の問題については、正しい知識を持ち、自ら判断できる社会人を育成するために、義務教育段階からの発達に応じた教育が必要です。また、飲酒は休肝日を設け、適切な飲酒量を守り健康を維持することや、喫煙については禁煙や受動喫煙対策を進めていく取組が重要です。

国・県・市の自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

《方向性》

自殺対策については、こころの相談窓口の周知や人材育成、関係機関との連携を行っていきます。飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用の問題については、自らの健康は自ら管理できるよう、学校や地域における健康教育等に努めます。

《具体的取組》

具体的取組名称	内容	担当課
1 エイズ・薬物・飲酒・喫煙に対する学校教育の実施	全小中学校において「薬物乱用ダメ。絶対。教室」の実施など、児童生徒に適切な指導を実施します。	学校教育課
2 自殺防止に関する啓発	市広報やホームページ、ラジオ等により、市の自殺の現状やうつ病等に関する正しい知識と相談機関の周知や自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発に努めます。	健康増進課
3 喫煙の害に関する啓発	子ども市民教育推進事業での健康教育や禁煙・分煙ルールの実施、禁煙外来等たばこ対策に関する周知の啓発に努めます。	健康増進課

第6章 プランの推進

1 プランの推進体制

このプランの推進にあたっては、市民、事業者、関係機関、行政等が一体となって取り組むことが必要です。そのために、関係団体との連携強化に努め、庁内では各担当部署との連携を密にし、プランの着実な推進を図ります。

また、有識者や公募による委員で構成する「山陽小野田市男女共同参画審議会」を開催し、男女共同参画に関する事項について調査・審議を行い、施策に反映します。

2 国、県等との連携・協力体制の充実

男女共同参画に関する先進的な取組事例等の情報の収集・発信に努めるとともに、県・他市町との連携を深めます。また、計画の推進上、必要な事項については国や県及びその他関係機関に対して要請を行います。

3 進捗状況の検証

各課へのヒアリングや市民意識調査等を実施し、プランに基づく施策の進捗状況を把握します。

さらに、男女共同参画推進施策の実施状況を「山陽小野田市男女共同参画審議会」に報告し、意見及び評価を受けてプランの進行管理に努めます。

第7章 計画の指標

本プランの進捗状況を把握し評価するため、次の通り各基本目標の指標を設定しました。

基本目標Ⅰ 誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり

指 標	R3 年度 現状値	R8 年度 目標値	担当課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（家庭生活の中で）	37.9%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（地域活動の中で）	39.0%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（政治経済活動の中で）	14.8%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（就職の機会や職場の中で）	28.8%	増加させる	市民活動推進課
ファミリーサポートセンター年間利用延べ件数	461 件	620 件	子育て支援課
保育所待機児童数	33 人	0 人	子育て支援課
待機児童発生クラブ数	0 か所	0 か所	子育て支援課
子育て総合支援センター「スマイルキッズ」利用者数	6,241 人	8,000 人	子育て支援課
家族介護支援事業参加者数	17 人	65 人	高齢福祉課
市の各種審議会への女性委員の登用率	33.0%	増加させる	人事課

係長級以上の役職者に占める女性職員の割合	34.9%	40%	人事課
自治会長に占める女性の割合	13.3%	増加させる	市民活動推進課
防災会議委員への積極的な女性の登用	5名	3名	総務課
山陽小野田市在住の女性防災士の増加	24名	25名	総務課
やまぐち男女共同参画推進事業者数	27事業者	増加させる	市民活動推進課
事業者におけるワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる割合	52.4%	増加させる	市民活動推進課
市の男性職員の育児休業取得率	11.1%	20%	人事課

基本目標Ⅱ 誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり

指 標	R3年度 現状値	R8年度 目標値	担当課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（法律・制度の面で）	31.6%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（社会通念・慣習・しきたり等で）	12.8%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（社会全体として）	14.8%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（学校教育の場で）	57.3%	増加させる	市民活動推進課
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成する者の割合	33.4%	減少させる	市民活動推進課

女性会リーダーセミナー参加人数	134人	100人	社会教育課
-----------------	------	------	-------

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる地域・社会づくり

指 標	R3 年度 現状値	R8 年度 目標値	担当課
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（身体的暴行）	4.0%	減少させる	市民活動推進課
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（心理的攻撃）	20.2%	減少させる	市民活動推進課
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（経済的圧迫）	3.7%	減少させる	市民活動推進課
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（性的強要）	3.4%	減少させる	市民活動推進課
住民運営通いの場の設置数	90か所	121か所	高齢福祉課
がん検診受診率	7.8%	13%	健康増進課
介護支援ボランティア登録人数	175人	250人	高齢福祉課
安心相談ナースホン事業利用者数	322人	441人	高齢福祉課
事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に取り組んでいる割合	64.6%	増加させる	市民活動推進課